

東海大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「東海大学オープンアクセス方針」（以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

（趣旨・目的）

1. 東海大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、本学の研究成果を迅速に広く国内外に発信し、その成果が幅広く利活用されること及び研究の透明性を確保しつつ社会貢献をすることを目的として、東海大学オープンアクセス方針（以下「方針」という。）を定める。

オープンアクセス（以下「OA」という。）は、学術論文等に誰もがインターネットを介して無償でアクセスし、利用できることを指します。

OAは、本学研究者による自発的な研究成果の発信を促し、組織全体としてオープンサイエンスを推進していることの意味表明です。研究者の意思に反した研究成果の公開を強制するものではありません。研究者の研究成果の公開を促すために、東海大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）等を通じてOAを推進します。

（研究成果の公開）

2. 本学は、国内外の学協会及び学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学の研究者（本学所属の教職員、研究員及び大学院生を含む）が実施した研究成果（学術論文、総説・解説及び予稿集等の学術情報）及びそれらに関するデータを、本学が運用する機関リポジトリ若しくは研究者本人が必要と認める方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権等の権利は、本学に移転しない。

① 研究者の範囲

本方針の対象となる「研究者」は、本学の教員（専任教授、専任准教授、専任講師、専任助教、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特定助教、特定助手、技術職員、博士研究員、研究員）及び大学院生です。

② 研究成果の範囲

本方針の対象となる「研究成果」は、国内外の商業出版社、学協会又は学内部局等が発行する学術雑誌に掲載された学術論文及び紀要論文を指します。

また、研究成果（学会・研究会等の会議発表資料及び技術報告書等）についても、リポジトリへの登録を推奨します。ただし、修士論文及び卒業論文は研究成果には該当しません。更に、本学の研究者以外が作成・収集したのも該当しません。

③ 研究成果の公開

出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学研究者の研究成果をリポジトリ、若しくは研究者本人が必要と認める方法で公開をしてください。ただし、本学が責任をもって研究成果を蓄積し、かつ無償でのアクセスを恒久的に保証するため、リポジトリによる公開を推奨します。

また、リポジトリに登録されたデータは、研究者が退職等により本学に籍を置かなくなった場合も引き続き保存、公開がされます。

なお、リポジトリへの登録に際し、研究成果の著作権は、本学に移転しません。登録前の著作権者の元に留保されます。

(適用の例外)

3. 前項にかかわらず、著作権及び知的財産権等の確保並びに研究遂行上の支障等がある場合など公開が不適切である場合、研究者からの申し出により大学は非公開とする。

著作権等の理由でリポジトリ等による公開が不適切である場合、その他研究遂行上、本方針と相違が生じる場合は、当該研究成果の非公開を原則としますが、公開・非公開の判断は研究者本人の意向を尊重します。

公開が不適切である場合の例

- ① 論文等の著作権を持つ出版社又は学協会が公開を許諾していない場合
- ② 共著者の許諾が得られない場合
(たとえば、共同研究等の契約において公開が認められていない場合など)
- ③ 安全保障・輸出管理の規制対象に該当する場合
- ④ 研究成果が個人情報及びプライバシー情報を含む場合
- ⑤ 捏造・改ざん・盗用・剽窃等の研究活動における不正行為が発覚した場合
- ⑥ その他、公開することにより不利益が生じる場合

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に公表された研究成果及び本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果に対しては、本方針は適用されない。

本方針は、施行日（2024年4月1日）以前に出版された研究成果には適用しません。

(リポジトリへの登録)

5. 研究者は、研究成果を機関リポジトリにより公開する場合、機関リポジトリで登録可能な版を本学に提供する。また、リポジトリに関する事項は、「東海大学機関リポジトリ規程」及び「東海大学機関リポジトリ管理運用細則」に基づき取り扱う。

- ① 出版社による研究成果の版がリポジトリにおいて公開可能か否かは、研究者が出版社に確認してください。公開可能である場合、リポジトリに登録することができます。
- ② 出版社による版をリポジトリによる公開が不可能な場合、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される採択決定時の最終原稿等の適切な版を提供してください。
- ③ リポジトリへの登録は、研究者自身が申請を行います。
- ④ リポジトリに登録された研究成果は、国際的な識別子である DOI (Digital Object Identifier) を付与することで、国内外へ広く発信できます。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

- ① 本方針は、国内外のオープンアクセスに関する動向を踏まえて適切に改訂します。
- ② 研究者は、研究データを公開するか否かにかかわらず、「東海大学学術研究データマネジメントポリシー」並びに「東海大学学術研究データマネジメントポリシーの解説」(2024年4月1日制定)に従って研究データを適切に管理・保存し、必要に応じ開示しなければなりません。

以 上